

福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事試行要領

福岡県農林水産部（林務関係）における I C T活用工事の試行については、次のとおり定める各工種の実施要領によるものとする。

- ・福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事（土工）試行実施要領
- ・福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事（付帯構造物設置工）試行実施要領
- ・福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事（法面工）試行実施要領
- ・福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事（作業土工（床掘））試行実施要領
- ・福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事（舗装工）試行実施要領
- ・福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）試行実施要領
- ・福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事（小規模土工）試行実施要領
- ・福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事（擁壁工）試行実施要領
- ・福岡県農林水産部（林務関係） I C T活用工事（治山ダム工）試行実施要領

なお、上記の各工種における留意事項及び実施要領に記載のない項目については以下のとおり定める。

1 対象工事及び実施方法

当初設計額が 5,000 万円以上の建設工事を対象として発注し、契約後の協議で受注者からの希望があった場合に「受注者希望型」として I C T活用工事を実施する。

また、I C T活用対象ではない当初設計額 5,000 万円未満の建設工事において、受注者から希望があった場合は I C T活用工事として事後設定できるものとする。

なお、活用する I C T施工技術については、実施する施工プロセスの段階毎に以下のとおりとする。

施工プロセス

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

2 対象工事の留意事項

（法面工）及び（作業土工（床掘））は（土工）の関連工種、（付帯構造物設置工）は（土工）の関連工種とし、単独での発注は行わないものとする。

また、（土工 1,000m³ 未満）及び（小規模土工）においても（付帯構造物設置工）、（法面工）及び（作業土工（床掘））は関連工種とし、単独での発注は行わない。

3 工事成績評定

I C T活用工事を実施した場合は、下記ア又はイにより加点する。なお、活用必須工種において、必須の施工プロセスの各段階のうち、その全部または一部が実施されなかったときは加点および減点を行わない。

ア 施工プロセス①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用した場合は、創意工夫における【施工】「情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事」において２点加点する。

なお、施工プロセス①又は②を発注者が貸与した場合は、③、④、⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用していれば同様に加点する。

また、治山工事など施工現場の環境条件により、施工プロセス③による施工が困難と認められる場合は、従来建設機械による施工を実施しても、①、②、④、⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用していれば同様に加点する。

イ 上記アに該当しない工事において、必須の施工プロセスである②、④、⑤の各段階でＩＣＴ施工技術を活用した場合は、創意工夫における【施工】「情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事」以外の項目において１点加点する。

４ ＩＣＴ活用証明書

発注者は、工事成績評定において加点した場合かつ受注者が希望した場合は、工事完成後にＩＣＴ活用証明書（別紙１）を発行する。

５ 積算上の留意事項

（１）山地治山土工におけるＩＣＴ施工（土工、土工１,０００ｍ³未満もしくは小規模土工）の場合、ＩＣＴ建設機械の機械経費は見積りを活用し積算する。

（２）ＩＣＴ活用工事での３次元出来形管理・３次元データの納品を行う場合における経費は、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率及び現場管理費率に各積算要領で定める補正係数を乗じて計上するものとする。

ただし、ＩＣＴ活用工事（土工１,０００ｍ³未満及び小規模土工）での３次元出来形管理・３次元データの納品等の費用は、共通仮設費及び現場管理費に必要額を適正に積み上げるものとし、補正係数は適用しない。また、ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））については、出来形管理を行わないため、費用を計上しない。

附 則

この試行要領は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この試行要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この試行要領は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則

この試行要領は、令和７年１０月１日から施行する。

(別紙1)

〇〇〇〇第〇〇〇〇号
令和 年 月 日

(株) 〇〇建設 殿

〇〇農林事務所長

I C T活用証明書

下記工事について、I C Tの実施を証明する。

- 1 起工番号
- 2 工事名
- 3 工 期
- 4 完成年月日
- 5 主任（監理）技術者
- 6 I C T実施内容（実施した内容に■を附している）

- ☐ 3次元起工測量
- ☐ 3次元設計データ作成
(□：3次元設計データを発注者が貸与)
- ☐ I C T建機による施工
(実施工種：〇〇工、〇〇工)
- ☐ 3次元出来形管理等の施工管理
(実施工種：〇〇工、〇〇工)
- ☐ 3次元データの納品
(実施工種：〇〇工、〇〇工)